

料金後納
郵便

ゆうメール



郡上市商工会だより

2025.10 発行第199号

郡上市商工会

郡上市八幡町島谷 130 番地 1

☎66-2311 FAX 66-2312

<https://gujo.ne.jp/shoko/> Email: gujo@ml.gifushoko.or.jp Facebook: <https://www.facebook.com/gujoshoko/>

郡上市販路拡大支援事業



日本最大の国際見本市「第100回東京インターナショナル・ギフトショー」が東京ビッグサイトで開催されました。また「第38回グルメショー」も同日開催され、郡上市商工会からはギフトショーには4事業所、グルメショーに8事業所が出展しました。

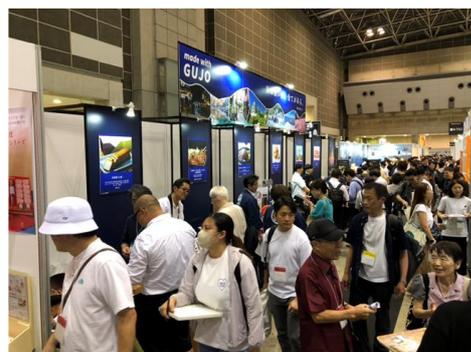
郡上市商工会では、地域や風土、伝統や文化、自然の恵みによって育まれる様々な作り手のこだわりや想い、ストーリーが詰まった郡上の産品をマーケットに繋ぐことを目的に、出展者を募り、準備を進めてまいりました。

商談会当日は、展示会参加者に興味を示して頂けるように、郡上市商工会ブースとして統一したレイアウトを施し、訴求力を高めました。コンセプトは、「海はないが、すべてがある・郡上の風土×産業=SDGs」と題し、郡上市の産品のPRに務めました。

また、ギフトショーにおいては、デザイン・ものづくり・ライフスタイルを切り口とした日本のモノづくりや職人の高い技術を持つ出展者が集結する「伝統とModernの日本ブランドフェア」にてブースを設置し、昨年度とは異なったイベント参加者との商談を図りました。

出展期間中、ブースでは商品PRや商談が盛んに行われました。また来場者に対して需要動向調査を実施しましたので、今後は、調査結果を新たな商品開発や成約率の向上に活かしていきます。

郡上市商工会では、今後も郡上産品販路拡大事業として、「スーパーマーケット・トレードショー2026」への出展支援を通じて、会員事業所皆さまの販路拡大の機会を増やし、新たなビジネスチャンスの創出を図ります。



グルメショーの様子



ギフトショーの様子

キャッシュレス決済新規導入促進奨励金について

キャッシュレスの促進の目的で対象期間内に新たに始められた事業者へ奨励金を出します。キャッシュレス決済ご検討中の事業者は是非、この機会に導入してみませんか。

対象期間：令和7年4月1日～12月31日

対象者：新たにキャッシュレス決済を導入された事業者
申請時に郡上市商工会員であること
過去に同様の奨励金を受け取っていないこと(昨年のふるさとコイン事業除く)

奨励金額：1事業者1万円

必要書類：決済事業者との契約書の写し
奨励金の受け取り先口座 通帳見開き1頁の写し
決済端末機の設置など確認写真
※ 職員が後日現場確認させていただきます

申請締切：令和8年1月9日まで

スマホ動画制作と SNS 活用セミナー(集団)

開催日：11月19日(金) 13:30~16:00

会場：郡上市産業プラザ 4階交流ホール

講師：野村 優氏 (プロカメラマン/カメラ講師)

持ち物：スマートフォン、撮影、動画にしたい自社商品やメニューなど資料

詳細・申込：商工会だより同封のチラシにてお申込みください。

事前準備：下記のアプリをインストールしておく

- ChatGPT(AI)
- VN(動画編集アプリ)

『国の教育ローン』(日本政策金融公庫)のご案内

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。お子様1人につき**350万円以内**を、固定金利(年3.15%(令和7年9月1日現在))で利用でき、在学期間内は利息のみのお支払いとすることができます。

詳しくは、「国の教育ローン」で検索していただくか、下記のコールセンターへお問い合わせください。

[教育ローンコールセンター]0570-008656(ナビダイヤル)または(03)5321-8656

必ずチェック! 令和7年10月18日より最低賃金が改正されます

岐阜県最低賃金を改正
時間給 **1,065 円**
令和7年10月18日から
岐阜労働局

最低賃金は、パートタイマー・アルバイト・臨時・委託などの雇用形態や呼称に関係なく、**働くすべての方に適用**されますので、従業員全員が**最低賃金額以上**になっているか、必ず確認してください。



【厚生労働省から『雇用保険』に関するお知らせです】

雇用保険の手続き漏れはありませんか？

取得：(1)31日以上雇用されることが見込まれる者であること。
(2)1週間の所定労働時間が 20 時間以上であること。

喪失：(1)、(2)条件から外れた場合
(退職事由に限らず)貴社を退職された場合

遡及手続きが増えております。必ず、従業員さんの雇い入れ、退職時に確認して、手続きを迅速に行ってください。

